

# 甲州市障害福祉サービス等の支給決定基準の改正について

基準日：令和元年5月1日／令和元年10月1日

## 1. 重度障害者等包括支援支給決定対象者の区分の新設（令和元年5月1日）

区分6の障害支援区分の判定を受けた者のうち、重度障害者等包括支援支給決定の対象者についての基準を新設しました。該当となる方で、支給量が不足する方については、相談支援専門員に相談していただき、変更申請を令和元年5月1日以降に行ってください。

### (1) 対象者

類型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人口呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	筋ジストロフィー、ALS 脊椎損傷、遷延性意識障害 等
	重度知的障害者 II 類型	重症心身障害 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者 III 類		強度行動障害 等 (行動援護の対象)

※詳細は、お問合せ下さい。

### (2) 障害福祉サービス等の基準単位

重度障害者等包括支援支給決定対象者

区分	単位数
月利用基準単位	86,000 単位
月利用限度単位（判定会議にて要否の判断が必要）	103,200 単位
月限度単位以上（非定型の支給決定）	審査会の意見で定められた単位

### (3) 甲州市障害者等社会参加支援事業の月利用時間

重度障害者等包括支援支給決定対象者

区分	月利用基準時間
月サービス基準時間	月66時間

(上限時間の算出式)

$$\text{上限時間} = \frac{(\text{月利用基準単位} - \text{給付における月利用単位})}{\text{月利用基準単位}} \times \text{サービス基準時間}$$

## 2. 障害福祉サービス等の月利用基準単位の改正（令和元年10月1日）

障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部が改正されることに伴い、月利用基準単위를改正します。

障害支援区分		月利用基準単位	限度単位	介護認定の目安
区分1	プロセス1非該当	5,032	6,038	要支援1
	該当	10,531	12,637	要支援2
区分2		16,765	20,118	要介護1
区分3		19,705	23,646	要介護2
区分4		27,048	32,457	要介護3
区分5		30,938	37,125	要介護4
区分6	下記以外	36,217	43,460	要介護5
	重度障害者等包括支援対象者	86,000	103,200	

※限度単位以上の支給量が必要な場合には、審査会の意見で定められた単位数となります。

(1) 月利用基準単位の算定の対象とならない加算

- ・ 特別地域加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

(2) 読み替える障害福祉サービス

- ・ 「医療型短期入所」及び「医療型特定短期入所」については、「福祉型短期入所」に読み替えます。

(3) 算定しない障害福祉サービス

- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A 型
- ・ 就労継続支援 B 型
- ・ 機能訓練
- ・ 生活訓練
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助
- ・ 施設入所支援
- ・ 療養介護

(4) 相談支援

計画相談支援給付費等については、月利用基準単位の算定の対象としません。

(お問合せ先) 甲州市福祉あんしん相談センター（甲州市福祉課 障害者相談支援担当）

担当：服部 齋藤

TEL 0553-32-0285 / 0553-33-2203 FAX 0553-33-2307